

基本的人権のかたち



意義

★★ check

一人一人の国民が幸せであるためには、  
まず一人一人が人間として生きていくために  
当然に必要な権利を侵害されないようにすることが必要です。  
また一人一人が一定の義務を果たすことも必要となります。

そのためには、どのような権利が国民一人一人について認められるのか、  
どのような義務があるのかを明らかにする必要があります。

そこで、憲法は第3章で、国民の権利及び義務について規定しました。

基本的人権のかたち

★★★ check

基本的人権は、どのようなかたちをしているのでしょうか？

国家は大きな力をもっているため、  
この大きな力によって国民の自由を奪ってしまう危険性が大きいです。

それゆえ、国民の幸せを実現するためには、国民が国家権力から  
自由でなければなりません。そこで、憲法は自由権について規定しました。

しかし、単に国家からの自由を保障するだけでは、  
生まれながらにして貧富の差が著しい資本主義体制の下では、  
生きていくことすらできない人さえ生じることになります。  
そこで、憲法は社会権についても規定しました。

それゆえ、憲法は自由権と社会権を中心として、  
下記のように基本的人権を規定しました。

